

イギリス二〇〇四年雇用関係法の制定と 労使関係法改革の展望（一）

鈴木 隆

はじめに

- 一 一九九九年雇用関係法の見直し
- 1 一九九九年雇用関係法
- 2 政府による一九九九年雇用関係法の見直し
- 二 二〇〇四年雇用関係法第一部―組合承認
- 1 適切な交渉単位
- 2 労働者への組合の早期のアクセス
- 3 新しい投票規則
- 4 その他の改正点
- 5 A C A S の新しい権限―投票と組合員資格の識別のために A C A S により要求される情報（以上、本号）

せつぎ

二〇〇四年雇用関係法 (Employment Relations Act 2004) は、二〇〇四年九月一六日に国王の裁可を受けて、同年一〇月から二〇〇五年一〇月にかけて順次施行される予定である。同法が規定する内容は、非常に広い範囲に及ぶが、その主たる柱は、集团的労使関係法と労働組合の権利に関係する。それは、同法の主たる制定の意図が、一九九九年雇用関係法 (Employment Relations Act 1999、以下E R A九九) の見直しに基いて、ニュー・レイバーを標榜する労働党政府による労使関係法改革をさらに推進することにあつたからである。E R A九九の中心的内容は、イギリスにおいて一九九〇年に復活した使用者による労働組合の法定承認手続であつた。この法定承認手続が労使関係に定着するかどうかが、労働党政府による労使関係法改革の将来を占う試金石ともいふべき役割を担うと考えられる。おりしも、本年五月五日に行われた総選挙において勝利した労働党は、史上初めて連続三期政権の座につくことになつた。今後四年ないし五年にわたり労働党による労使関係法改革が継続する見通しとなつた。そこで、以下においては、二〇〇四年雇用関係法の制定の意義と今後の労使関係法改革の展望について検討を加えたいと思う。

一 一九九九年雇用関係法の見直し

1 一九九九年雇用関係法

ERA九九は、雇用法の枠組みを設定した。その中で最も重要な側面は、二人以上の労働者を雇用する組織についての団体交渉目的の組合承認のための法定手続であり、それは、組合員が過半数存在する場合、または有権者の少なくとも四〇%が承認を支持する場合の自動的承認を含んだ。他方、適法な争議行為に参加した労働者が不正解雇を申し立てる権利、組合員資格を理由とする差別に対する追加の保護が含まれ、組合員資格を理由とする不作為により使用者が差別することが禁止され、組合員資格を理由とするブラックリストを禁止する規則を制定する権限が導入された。争議行為に関する投票と通知の要件が変更され、家族に関係する雇用の権利に新しい権利と変更が導入され、特定の懲戒処分と苦情処理の審査において同伴される労働者の新しい権利が導入された。

一九九二年労働組合・労働関係(統合)法(Trade Unions and Labour Relations(Consolidation)Act 1992以下、TUR(C)A)の附則A1(以下、附則)の第一部が規定する承認のための手続は、以下の通りである。

第一段階―労働組合は使用者に対し承認を求めて書簡を送る。そのプロセスは、使用者に対する組合の書簡を送ること、承認を要求すること、そして関係する労働者の交渉単位を確認することにより開始される。要求が有効であるために、使用者は、関連する使用者と一緒に、二人以上の労働者を雇用しなければならない。

使用者は回答する期間を持つ。使用者が組合(または複数の組合)を自主的に承認することに同意する場合には、

法定承認手続は終了したとみなされる。しかしながら、附則の第二部の下で当事者はそのような合意がCACによる承認のための合意として宣言されることが出来る。これは、自主的な合意が合意されるプロセスのどの段階でも自主的な合意に適用される。その代わりに、使用者が交渉することに同意する場合には、当事者は議論を結論するための時間を持つ。当事者は援助することをACASに要求することが出来る。使用者が交渉することを拒否するまたは組合の書簡に回答しない、もしくは交渉が合意に達しない場合には、組合はCACに対し承認を申請することが出来る。

第二段階—CACに対する労働組合による申請。CACは、多くの規準に対して、申請を承認するかどうかを決定する定められた期間を持つ。これらの規準は、提案された交渉単位の労働者の少なくとも一〇%が組合（複数の組合）の組合員である要件を含み、CACは、交渉単位の労働者の過半数が承認を支持する見込みがあると確認しなければならぬ。

第三段階—交渉単位の合意または決定。組合の申請が受理される場合に、当事者は既にそうしていないならば交渉単位を合意する期間を持つ。当事者が単位を合意しない場合には、CACがそれを決定する。そうする際に、CACは多くの事項、とくに単位が効果的な運営と一致する必要があることを考慮に入れなければならない。組合と使用者間で合意されたまたはCACにより決定された交渉単位が申請時に組合により当初提案された単位と異なる場合には、CACは新しい交渉単位に関して承認基準を再適用しなければならない。

第四段階—承認を裁定するかどうかの決定。交渉単位が設定されたならば、CACは組合（または複数の組合）が自動的に承認されることを宣言するか投票を実施するかを決定しなければならない。交渉単位の労働者の過半数が組合員であるとCACが確信する場合には、附則の二二条四項に掲げられる理由のいずれかにより投票が実施されることをCACが宣言しない限り、CACは承認を宣言しなければならない。

第五段階―承認投票。組合が（または複数の組合）交渉単位において多数の組合員を持たない場合には、または多数の組合員にもかかわらず、投票がなお実施されるべきであるとC A Cが決定する場合には、投票が実施される。投票の実施のC A Cの通知の直後の期間に組合、または当事者が合同で彼らが投票が実施されることを希望しないことをC A Cに伝えない限り、C A Cは投票を行う有資格独立人（Qualified Independent Persons QIPs）を任命する。C A Cはまた投票の様式、すなわち職場、郵便、またはこれらの方法の結合を決定しなければならない。投票期間中使用者は投票に協力する一般的義務を負う。

加えて使用者は、投票期間中に交渉単位の労働者に組合（または複数の組合）がコミュニケーションをすることを認めなければならない。法定行為準則が適用される。使用者はまた交渉単位の労働者の氏名と住所をC A Cに提供しなければならない。投票の費用は当事者により等しく負担される。投票の結果が組合の申請が投票者全員の過半数、または有権者の少なくとも四〇%により支持されることである場合に、C A Cは、交渉単位を代表して団体交渉目的で組合（または複数の組合）が承認される宣言を発しなければならない。それ以外は組合は承認されない。

第六段階―団体交渉の方法。C A Cの承認の宣言の後、当事者は彼らの団体交渉を行う方法について合意に達する期間を持つ。当事者が方法に合意しない場合には、彼らは援助を求めてC A Cに申請することができる。依然合意がない場合には、C A Cは交渉方法を特定する。

C A Cが特定した方法は、あたかもそれが当事者間の契約であるように執行することができる。いずれかの当事者が他方がそのような方法をその後遵守しないと考える場合には、当事者は裁判所から特定履行命令を求めることができる。

2 政府による一九九九年雇用関係法の見直し

二〇〇二年七月一日、政府はE R A九九の見直しを通知した。見直しのための付託条件は以下の通りであった。「政府は建設的な雇用関係のための永続的で十分な根拠を構築するために労働市場を改革した。いろいろな種類の措置により、イギリスの労働市場は雇用の高い水準を達成し公正と柔軟性を結合させている。

一九九八年の「職場における公正」(Fairness at Work)白書⁽¹⁾でなされた誓約に沿って、政府は一九九九年雇用関係法の法定組合承認および承認取消手続の機能を見直すつもりである。その再検討は、同法その他の機能も見ることになる。⁽²⁾」

組合、使用者グループその他の非公式な議論の後で、D T I (通商産業省) は、二〇〇三年二月二七日に協議文書 (Review of the Employment Relations Act 1999) を公表した。協議文書に対する意見の提出は、二〇〇三年五月二二日に締め切られ、総計で七一の意見が提出された。

政府によるE R A九九の見直しの目的は、「同法により導入された雇用立法の多様な変更が柔軟で公正な労働市場を支援する政策目標を達成する上で効果的であったかどうかを評価し、完全雇用、生産的職場および職場における公正な基準を促進する政府の目標を促進すること」にあった。

評価の認定の基本は、E R A九九は十分に機能していることであった。「同法は、効果的な経営と一致する方法で職場の雇用基準を改善し、生産性を向上させている。同法は、法的確実性を促進し、雇用関係の全般的環境を良くしている。⁽³⁾」したがって、政府は、E R A九九に小さな調整を施すことに止めることを提案した。

(1) 法定承認

組合承認は、二〇〇二年二月までに、中央仲裁委員会（CAC）が五二の承認を裁定した一方で、法定手続に頼ることなく、一九九八年以降千の承認協定が自主的に締結され、それらのうちの七〇〇以上が、法定手続が導入されてから締結されたので、政府は、全般的に法定手続は成功したと考えた。しかし、それでもなお、政府は多くの点での改正が必要であることを指摘した。

① 交渉単位の決定

政府は、交渉単位を決定するための法定規準を根本的に変更する必要を認めなかったが、組合の提案に対する使用者の意見と逆提案が、組合の提案が法定規準と一致するかどうかを決定する際に考慮に入れられることを明確にするために条文規定を明瞭にすることを提案した。

② 関連使用者

組合は、関連使用者における二人以上の労働者に基づいて法定承認を申請することができるが、交渉グループは一の使用者のみに関係しなければならなかった。この点につき、政府は、交渉単位が関連使用者を横断して拡大されることを認めることに関して意見を募集した。

③ 投票方法

ERA九九では、厳格な規準が満たされる場合に限り、承認のための郵便投票は実施されることができ、労働者が投票日に欠勤することがよく起きることから、労働者が出勤できない場合に郵便により投票することを認めることが提案された。さらに、「効率性と安全性が合理的な疑いがないと証明される場合に」電子投票の仕組みを可能とすることも提案された。

④ アクセスの方法

ERA九九では、組合は、CACにより命じられた承認投票の期間中に限り提案された交渉単位の被用者にアクセスする権利を有した。この点につき、政府は、アクセスする方法に改善の余地があると認識し、よりいつそう早い段階で郵便によりアクセスすることを組合に認めることを提案した。さらに、政府は、Eメールのような電子情報伝達手段にまでアクセスの方法を拡大することを検討した。

⑤ 年金

年金は労使間の熱心な話題であるが、ERA九九が掲げる中心的な交渉項目である賃金、労働時間および休日には含まれなかった。しかし、「賃金」の下で年金が交渉の対象になるかどうかについて混乱が生じる可能性があった。

政府は、年金が交渉項目に含まれないとして、この点を明瞭にすることとした。しかし、さらに政府は、承認協定の典型的な事例が年金が交渉項目に含まれることであるという証拠がある場合には、変更があり得ることを提案した。

⑥ 交渉項目の上乗せ

ERA九九では、掲げられた中心的な交渉項目が対象とされていない場合に、組合は既存の承認協定に上乗せすることができた。しかし、政府は、交渉項目の一または複数が対象とされない場合に承認協定に上乗せができるのである、交渉項目のどれも対象とされない場合には上乗せはできないことを明確にするために条文の規定を改正することを提案した。

⑦ CACへの協力

自主的な承認と法定承認の双方について、CACは、提案された交渉単位における組合の組織率、その交渉単位の労働者が承認に賛成投票する見通しを初めとする多くの判断基準が充足されることを保障しなければならぬ。そこ

で、CACは、使用者と組合が提供することを拒むかもしれない信頼できるデータにアクセスすることが必要になる。政府は、このことが遅滞の原因となった多くの事例に注目して、組合と使用者の双方にCACによる組合員数の検査に協力する一般的義務を課すことを提案した。

⑧労働者の情報

政府は、交渉単位について交渉する期間中に提案された交渉単位の労働者の詳細をCACに対して提供することを使用者は要求されるべきであると提案した。さらに、政府は、交渉単位を交渉するための二〇日間は、可及的に速やかに協定が締結されるように交渉を次の段階に移行させるためにCACにより短縮されることができるとを提案した。

⑨組合員資格

組合費を割り引かれているまたは組合費が無料である組合員を組合員として算定するべきかどうかを使用者が問題にした幾つかの事例をCACは引用した。そこで政府は、このような人々のグループの地位と意思決定の目的のために彼らがどのように扱われるかについて意見を募集した。

⑩組合員の請願

多数の見通しの判断基準、すなわち提案された交渉単位のひとつの労働者が組合承認に賛成投票するであろうことを証明するために、組合員の請願がよく集められる。この請願のための型はないが、その様式と表現は、事案を検討する際にCACにより考慮に入れられることができる。そこで政府は、請願内容を検討するためにCACが利用することができる指針をつくるべきかどうかを尋ねた。

⑪使用者の同一性の変更

たとえば、営業譲渡により使用者の同一性が変更する場合に、政府は、C A C が新しい使用者をあたかも元の使用者であるかのように扱うことを提案した。

政府は、以上の点で変更を行うことを提案したが、政府が変更を行わないとした点には以下のものが含まれた。法定承認のためには二人以上の労働者の数居が適用される。組合は、提案された交渉単位において少なくとも一〇%の組織率を持たなければならず、労働者の多数が承認に賛成する見通しが必要である。自動的承認のための規準はそのままである。承認のためには、交渉単位の全労働者の四〇%が承認に賛成投票しなければならぬ。

他方、政府は、以下の諸点についての要求を拒否した。訓練と平等を含めるために中心的交渉な交渉項目を拡大すること。ストライキに参加した労働者の解雇が自動的に不公正である八週間を拡大すること。使用者の公式の承認を要求した後C A C に対して申請を行わなければならない期間に期限を導入すること。組合がC A C に対する申請を取り下げることができる期間に期限を導入すること。承認申請が失敗した後同じまたは実質的に同じ交渉単位についての追加の申請を禁止する三年間を変更すること。新しい上訴のプロセスを設置すること。

(2) 労働組合法

E R A 九九は、労働組合と組合員に關係する法規定を改正したが、政府は、彼らに影響する多くの改正を提案した。まず、政府は、差別的行為の目的が「使用者の全部または一部との關係の変更を促進すること」である場合に、使用者が組合員を差別することを適法とする *Uiswater* 改正 (T U L R (C) A 一四六条三項) を削除することを提案した。第二に政府は、労働協約の文脈の内部で個別化された契約を締結する使用者の自由と責任に関する法を明瞭にすることを提案した。第三に、組合のブラックリストの作成、普及および利用を禁止する規則の最終案が提案された。第四に、争議行為に関する書面による通知を使用者に提供することを組合に要求する法を簡素化することが提案された。

第五に、投票の実施および組織における小さな偶発的過失が、投票結果に影響しない場合に、裁判所がそのような過失を無視することができる事情を改正することが提案された。最後に、補償が審査を対象とすることが認められる事情に関する法を明瞭にし、同伴される権利に関する裁決に対して雇用控訴審判所に控訴することを認めるために法を拡大することが提案された。

(3) 制度的枠組み

政府によるE R A九九の見直しは、労働組合と団結権に関係する制度上の機関の構成、機能、運営に関する規定を検討した。そのような機関とは、C A C、A C A S（助言・調停・仲裁局）、労働組合員の権利のためのコミッショナー、違法な争議行為に対する保護のためのコミッショナーおよび認証官である。

① C A C

C A Cは、E R A九九により付託された職務を遂行する上で卓越した働きをしていると認定され、C A Cを対象とする規定に変更は必要はないと判断された。

② A C A S

E R A九九により行われたA C A Sの一般的職務の変更は問題を惹き起こしていないので、追加の変更は必要ないと判断された。

③ コミッショナー

E R A九九による労働組合員の権利のためのコミッショナーと違法な争議行為に対する保護のためのコミッショナーの廃止後に問題が起きたことは知られていないので、それらを再設置することは計画されなかった。

④ 認証官

イギリス二〇〇四年雇用関係法の制定と労使関係法改革の展望（二）（鈴木）

事件を却下する雇用審判所の権限と同様な権限を認証官に与えること、認証官の審査への出席費用を対象とする条文を明瞭にすること、そしてそのような支出を償還するかどうかに関する広範な裁量を認証官が有することを明確にすることが提案された。

注

- (1) 同白書については、拙稿「イギリス労働法改革の課題と展望」島大法学四二巻四号（一九九九年）一七九―二三九頁参照。
- (2) DTI, Review of the Employment Relations Act 1999, para.1.2, www.dti.gov.uk/en/erreview.htm.
- (3) *Ibid.*, para.1.13
- (4) *Ibid.*, para.1.14

二 二〇〇四年雇用関係法第一部―組合承認

二〇〇四年雇用関係法（以下、法）の一条ないし二一条は、ERA九九により導入された法定承認手続の実効性を向上させることを目的とする。

1 適切な交渉単位

ERA九九の下で労働組合が団体交渉目的のために適切な交渉単位を提案しているかどうかを決定する際に、CA

Cがどのような役割を果たすべきかについて若干の混乱があった。すなわち、CACは組合により提案された交渉単位に単に諾否を与えるだけでよいのか、それともCACはその他の代案を検討することができるのか。

この点につき、法一条は、TULR(C) Aの附則A1(以下、附則)の二一条二項と二一条二項を改正し、CACの任務は、組合により提案された交渉単位の適切さを検討することであることを明確にした。附則の二一条において、CACは、適切な交渉単位について適切な期間(二〇労働日)内に当事者が合意に至ることを援助することに努めなければならない。

法二条は、附則の一八条を改正し、上記のような合意に当事者が至る合理的な展望がないとCACが考える場合には、適切な期間を早期に終了させる権限をCACに与えた。この改正により、CACは手続の次の段階に移動することが自由になった。

法三条は、附則に新しい一八A条を挿入した。同条は、CACが組合による承認申請を受理することを決定したならば、組合が提案した交渉単位の労働者のカテゴリー、彼らの職場および各職場の労働者の数のリストを、組合とCACに対し、五労働日内に提供することを使用者に要求する。一八A条三項は、使用者がその当時作成する情報について、提供される情報が合理的に実行可能な限り正確であることを保障することを使用者に義務づける。一八A条四項は、組合とCACに提供されるリストが同じであることを要求する。当事者が適切な交渉単位を合意することができない、または、使用者が一八A条の新しい義務を遵守しない場合には、CACは、組合が提案した交渉単位が適切であるかどうかを決定しなければならない。

法四条は、附則の一九条を改正し、CACが上記のような決定を行う際に考慮に入れなければならない項目のリストに項目を付加した。この改正により、CACは、使用者が適切であると考える交渉単位についての使用者の意見を

考慮に入れなければならなくなった。この改正の意図は、*R v. CAC and another ex parte Kwikifit*[2002]JRLR 395における控訴裁判所の判決を無効とすることにあつた。同事件で控訴裁判所は、附則には使用者が別の提案を行うための公式の規定がないので、CACは組合の提案のみを検討しなければならず、CACがそれを適切と認定したならば、CACは追加の検討を行う必要はない、と判断した。

新しい一九A条は、組合により要求される場合に、三条により挿入された新しい一八A条の下で要求される情報を使用者が提供しない場合には、二〇日の交渉期間の満了前に交渉単位を決定することにCACが移行することを認める。これにより、使用者が交渉単位の合意を援助することができる情報を提供しない場合には、組合は交渉単位の決定への移行を要求しプロセスの不必要な遅滞を防ぐことができると期待された。¹⁾

2 労働者への組合の早期のアクセス

ERA九九の下では、労働者が彼らを代表して組合が団体交渉を行うことを希望するかどうかを労働者に尋ねるために投票を実施する必要があるとCACが決定した場合にのみ、附則二六条の下で使用者は、労働者に対する合理的なアクセスを組合に与え、労働者の氏名と自宅住所を投票実施者に与える義務を負った。

法五条は、附則に新しい一九C条ないし一九F条を挿入し、組合が非常に早期に労働者に対するアクセスを有することを規定した。一九C条の下で組合承認の最初の申請がCACに対して行われた場合、組合は、「当初の期間中」、すなわちCACが自ら交渉単位を決定する、または投票の実施を認めるまでの間に、組合と関係する労働者との間のコミュニケーションを取り扱う適格な独立した者（一九C条六項は、適格な独立人を法定の承認と承認取消の投票を

行う有資格独立人（QIPs）のために命令により特定された条件を満たすまたはその命令において実際に指名される者と定義する。）の任命をCACに申請することができる。一九D条の下で使用者は、この独立した者に労働者の氏名と自宅住所に関する情報を与えることを要求される。一九E条の下でこの者は、組合からの情報を関係する労働者に渡さなければならず、これに関する費用は組合が負担することになる。

一九F条の下で使用者が上記に関する義務を履行していないとCACが確信する場合には、CACは最初に、使用者の不履行を是正するために特定の措置を講じることを使用者に要求する「是正命令」を行うことができる。使用者が是正命令に従わないで適切な交渉単位がすでに確立されている場合には、CACは、その交渉単位において労働者を代表して団体交渉を行う権利を有するものとして組合が承認されるという宣言を直ちに発する権限を有する。CACがその後投票を実施することを決定する場合には、使用者は同じ情報を提供する必要はないが、その交渉単位の被用者の異動について投票を行うために任命される者に情報を伝えなければならない。

3 新しい投票規則

一法六条は、附則A1の二二条四項と八七条四項を改正した。

改正前の二二条四項は、組合が交渉単位の労働者の五〇%以上を組合員に持つ場合に附則第一部の下でCACが承認投票をしなければならぬかどうかを決定する際にCACが適用しなければならない三つの規準を示した。二二条四項b号に示されるこれらの規準の第二は、「交渉単位内の有意の数の組合員が彼らを代表して組合が団体交渉を行うことを希望しないことをCACに伝える」場合に投票が準備されることを要求した。CACはそうように伝えられ

たかどうかを評価する必要があるが、それが受け取る情報が関係する労働組合員の真正の意見を反映するかどうかを評価する権限を与えられていなかった。六条一項は二二条四項b号を置き換えて、CACが受け取る証拠の信用性を評価する権限をCACに与えることにより有意の数の組合員が彼らを代表して組合が交渉を行うことを希望しないかどうかを判断する際にCACにより多くの裁量を与えた。

六条二項は、附則第三部の下で合意されまたは決定された新しい交渉単位に関してCACが投票を準備しなければならぬかどうかをCACが決定することになり、新しい交渉単位の労働者の五〇%以上が組合員である場合を扱う附則の八七条四項に同じ変更を行った。

法七条は、附則の二四条を改正した。交渉単位の労働者が彼らを代表して団体交渉を行うために組合が承認されることを希望するかどうかを決定するために投票の実施を準備することをCACが意図することを二二条三項または二三条二項の下でCACが通知する場合に二四条は適用される。

二四条五項は、組合のみでまたは組合と使用者が共同で彼らがCACが投票を準備することを希望しないことを通知できる期間として一〇労働日以内を規定した。七条は、二四条五項を新しい二四条五項、六項および七項と置き換えて、承認に関する自主的合意に達することに努めるより多くの時間を当事者に与えるために両当事者の要求で通知期間を拡大する能力をCACに与えた。

4 その他の改正点

(1) 職場投票に欠席する労働者のための郵便投票

法八条は、附則の二五条と一一七条を改正した。CACが組合承認に関する投票を実施することを準備する場合に二五条は適用される。二五条四項は、CACの選択に左右され、職場、郵便、またはこれらの方法の結合により投票は行われなければならないことを規定した。CACの投票様式に関する決定は以下を考慮に入れなければならない。投票が職場（複数）で行われたならば投票が不正または不正行為により影響される見込み、費用と実行可能性およびCACが適切と考えるその他の事項。

CACは、特別の要素がこれを適切としない限り、投票が郵便と職場投票の結合により行われることを決定しないことができる。一一七条は、承認取消に関する投票の場合にこれらのことを規定した。

八条は、労働者が投票日に彼らに特有の理由で職場に出勤することができない場合に職場での投票を割り当てられる労働者が郵便で投票することを認めるためにこれらの条文の規定を改正した。

八条一項は二五条に六A項を挿入した。投票は全部または一部が職場で行われなければならないとCACが決定する場合に、六A項は個人として彼ら自身に関係する理由（たとえば疾病、休暇等）で職場で投票することができない労働者が郵便で投票することを認めるために準備がされることを要求することをCACに可能にした。

八条二項は一一七条に八A項を挿入し、承認取消に関する投票の全部または一部が職場で行われなければならないとCACが決定する同様な事情において郵便投票を認めた。

一項と二項により挿入された条文は一緒になって、職場投票で投票する労働者が郵便投票を受けることになるその条文に従って、CACが準備することのみを理由に投票が結合投票になると考えられるべきではないことを明らかにする。

(2) 投票を伝えられた使用者の付加的義務

法九条は、投票が要求されることを附則の二五九条九項の下でCACにより伝えられた使用者に新しい義務を課した。改正前、そのように伝えられた使用者は、三つの義務を遵守しなければならなかった。第一の義務は、投票に関係して、組合と投票を行うために任命された者に一般的に協力することである。第二の義務は、投票の目的を労働者に伝え、関係する問題について彼らの支持と意見を求めることを組合に可能にするのに合理的なような交渉単位の労働者に対するアクセスを組合に与えることである。第三の義務は、交渉単位の労働者の氏名と自宅住所をCACに対し提供し、労働者が交渉単位を離れるまたは加入する際にその情報を最新のものにすることである。

九条三項は、四A項ないし四E項を挿入することにより附則の二六条を改正した。四A項と四B項は、上記の三つの義務に付加して二つの新しい義務を導入した。二六条四A項は、その申出がその事情において合理的ではない限り、交渉単位の労働者全員またはいづれかに関係する会合に出席しないことを誘致する効果を持つまたは効果を持つ見込みがあるそのような労働者に対し申出を行うことを抑制する使用者に対する第四の義務を課した。二六条四B項は、その労働者が関係する会合に出席または参加したことあるいはその労働者がそのような会合に出席または参加することを意図することを指摘したことを唯一のまたは主な理由として処分するまたは処分すると脅すことをしない第五の義務を使用者に課した。

二六条四C項は、「関係する会合」を合理的なアクセスを提供する使用者の義務に関して達せられたアクセスの合

意を遵守してまたは附則の二七条の下で（使用者がその義務の一つを遵守していないとCACが確信する場合）CACの命令の結果として組織され、その合意または命令の条件の下で問題の労働者が出席することを認めることを使用者が要求される会合であると定義する。

二六条四D項は、以下の場合に使用者は附則の二六条三項の下の第二の義務（組合に合理的なアクセスを提供する）を遵守していないことを明確にすることによりその義務に関して規定する。

○使用者が使用者またはその代表者を伴わないで行われる組合と交渉単位の労働者との会合の要求を不合理に拒否する。

○使用者またはその代表者が招待されないのにそのような会合に出席する。

○使用者がそうすることがその事情において合理的ではない限り、使用者が会合で行われたことの記録その他を伝えることを求める。

○使用者がそうすることがその事情において合理的ではない限り、使用者がその進行を記録するまたは伝えられることを求めない約束を与えることを拒否する。

四D項は、二六条三項の下の第二の義務の一般性に影響しない。使用者の行動が二六条四D項で定められるものではない場合でさえ使用者はその義務を遵守しない可能性があると指摘される²⁾。

二六条四E項は、第四と第五の義務は労働者に新しい権利を付与しないことを明らかにするが、労働者が持つその他の権利に影響もしないことは明らかである。

九条四項は、ACAS(TULA(C)A一九九条一項の下のその権限の下で)と国務大臣(同法二〇三条一項a号の下の権限の下で)が、使用者の第二と第四の義務に関する行為準則を発することができると規定した。

九条六項ないし一〇項は、組合の承認取消の申請に基く投票を伝えられた使用者の義務を扱う附則の一一八条と一九条に同じ効果を持つ改正を行った。

(3) 承認投票に関する不公正行為

法一〇条は、附則に二七A条ないし二七F条を挿入した。

二七A条は、投票が実施されることを二五九条九項の下でCACにより伝えられた各当事者が不公正行為を利用することを抑制することを要求する。二七A条二項は、投票の結果に影響する目的で当事者が以下のいずれかを行う場合に当事者は不公正行為を利用すると規定する。

○交渉単位の労働者が特定の方法で投票するまたは投票に欠席することに同意することと引き換えにその労働者に金銭を支払うまたは金銭的価値を与えることを申し出る。

○投票者に結果を特定する申出を行う(二七A条三項参照)。

○交渉単位の労働者にどのように投票する意図かまたは実際に投票したのか、もしくは投票することを意図するかどうかを示すことを強制するまたは強制することを試みる。

○労働者を解雇するまたは解雇すると脅す。

○労働者を懲戒処分するまたは懲戒処分すると脅す。

○労働者にその他の不利益を被らせるまたは被らせると脅す。

○交渉単位の労働者に対する不当な影響力を行使するまたは行使することを試みる。

二七A条三項は、「結果の特定申出」を、組合が承認される権利を有するまたは有しないとCACCによる宣言に反映されるような投票の結果に左右される金銭を支払うまたは金銭的価値を与える申出と定義する。しかしながら、

その後発生したことまたはCACの宣言の結果として行われたことに左右される申出、すなわち、CACの承認裁定から結果する団体交渉の結果は、「結果の特定の出」として類型化されていない。

二七A条四項は、同項が労働者に新しい権利を付与しないことを明確にするが、労働者の持つその他の権利に影響しないことも明らかである。

二七A条五項は、ACASと国務大臣がTULA(C)A1一九九条一項と二〇三条一項a号の下のその権限にそれぞれ従って本項の目的のために行為準則を発することができる規定する。

二七B条は、当事者、すなわちCACにより投票を伝えられる組合または使用者が別の当事者が不正行為を利用すると考える場合に、当事者はCACに不服を申し立てることができる規定する。その不服申立は、投票において票が投じられることができる最後の日から一労働日以内（または投票が一日で行われる場合に投票から一労働日以内）に行われなければならない。CACは、不服申立が十分に根拠を持つかどうかを決定するために一〇労働日、またはその期間を拡大する理由を含む当事者に対する通知においてCACが特定することができるより長い期間を与えられる。二七B条四項の下で、以下の二つの条件が双方とも満たされる場合に不服申立は十分に根拠を持つ。

○不服を申し立てられた当事者が不正行為を利用したとCACが認定する。

○不正行為の利用が交渉単位の労働者の投票の意図（彼がどのように投票するかまたは彼が投票するかどうかの面で）または投票行動（彼がどのように投票したかまたは彼が投票したかどうかの面）を変更したまたは変更する見込みがあったとCACが確信する。

二七B条六項の下でCACが不服申立を検討するようになるときに投票が未だ開始しない場合には、決定期間の終了後の日付までCACは投票を延期することができる。そうする場合に、CACは通知によりこれを当事者と有資格

独立人に伝えなければならぬ。

二七C条ないし二七F条は、不服申立は十分に根拠を持つというCACによる決定の結果について規定する。二七C条二項は、そのような事情で不服申立が十分な根拠を持つとの宣言を発することをCACに対し要求する。

二七C条三項、二七C条四項および二七C条六項は、不正行為の影響を緩和することを当事者に要求する。または複数の是正命令を発するCACの裁量的権限を規定する。当事者がそのような命令を遵守しない場合、二七D条の下で承認を裁定する(当事者が使用者の場合)または組合の承認の申請を拒否する(当事者が組合の場合)権限がCACに付与される。二七D条はさらに、使用者により行われた不正行為が暴力の利用または組合役員の解雇を含む場合、あるいはCACが追加の不正行為について使用者に対し第二の宣言を行う場合には、CACが承認を裁定すると規定する。同様に、組合が暴力または組合役員の解雇を含む不正行為に責任を負う場合、あるいは組合が追加の不正行為を犯したと認定される場合に、CACは組合の申請を拒否することができる。

二七C条三項b号は、不正行為が行われた場合に追加の投票を準備するCACの裁量的権限を規定する。二七E条は、法一〇条二項により行われた二九条の改正とともに、当初の投票が完了していない場合にはそれを取り消し、またはその結果を開示しないで完了された当初の投票を無効とするCACの権限を規定する。二七D条の下でCACが承認を裁定するまたは組合の申請を拒否する場合にも投票を取り消すまたは結果を開示しないで無効とするこれらの権限は行使されることができ。二七F条は、どのようにCACが追加の投票を組織するべきであるかを規定し、この追加の投票に関する当事者の義務を定める。要件は、当初の投票に適用されるのほとんど同じである。主な相違は、(i)CACが追加の投票を実施することを意図することを通知された後、当事者が投票が実施されることを希望しないことをCACに伝えるために当事者に五労働日が与えられること、そして(ii)投票の費用は双方の当事

者により平等に負担される必要はなく、それにより不正行為を犯した当事者に費用の全部または大部分を支払うことを要求する余地をC A Cに提供することである。

(4) 合意が賃金、労働時間および休日を対象としない場合の申請

法二一条は、「中心的交渉」課題の一または複数が従前に存在した合意に含まれない場合に組合はC A Cに申請することができることを明確にした。

C A Cが組合が承認されると宣言する場合に、それは賃金、労働時間および休日に関する団体交渉についてである。ただし、当事者は合意によりこれを変えることができる。これらの三つの項目は、団体交渉のための「中心的」課題とみなされる。附則の三五条と四四条の下で、申立組合が提案される交渉単位の労働者のいずれかを対象とする労働協約の下で既に承認され、その協約が賃金または労働時間もしくは休日を対象とする場合には、C A Cに対する承認の申請は許可されることはできないまたは無効である。しかし、T U L R (C) Rにおいてこれらの条文の意味について混乱があった。既存の協約が賃金、労働時間または休日のいずれも対象としない事情においてC A Cは申請を受理することができるのみであることをそれらの条文は意味すると主張された。別の意見は、労働協約が賃金、労働時間および休日の一または複数（しかし全部ではない）を既に有効に対象とする場合に申請は許可されることができると主張した。一一条は、そのような事情において、労働協約が賃金、労働時間および休日の全部を既に有効に対象としない場合にC A Cに対する組合の申請は許可されることができると規定する。したがって既存の労働協約がそれらの項目の一または複数しか、もしくはどれも対象としない場合にはC A Cは申請手続を進めることができるが、協約が三つすべてを対象とする場合には、そうではない。

(5) 交渉の仕組みを終了させる使用者の通知

法一二条は、使用者が、C A C による法定承認の従前の宣言の結果である交渉の仕組みが効力を持つことを停止することを希望する旨の附則の九九条の下の使用者の通知を扱う附則の第四部の規定を改正した。使用者が、関連使用者と一緒に二三週間に平均して二人以上の労働者を雇用したと考え、C A C の承認裁定から三年が経過した場合に、そのような通知を与えることができる。C A C は、そのような通知が九九条三項の要件を遵守するかどうかを決定しなければならない。これら要件は以下の通りである。

- 通知が交渉の仕組みを確認する。
- 通知が当該の二三週間を特定する。
- 通知がそれが与えられる日を述べる。
- 通知が所定の二三週間が終了する日の翌日から五労働日以内に与えられる。
- 通知が、使用者が、関連使用者と一緒に所定の二三週間に平均して二人以上の労働者を雇用したことを述べる。
- 通知が、それが与えられた日の翌日から少なくとも三五日後の日に交渉の仕組みが効力を持つことを停止することを述べる。

通知が上記の要件を遵守する場合に、使用者により特定された二三週間がC A C による承認の宣言の日から開始する三年間の満了の日またはその後に現実に終了したかどうか、そして使用者と関連使用者が所定の二三週間に平均して二人以上の労働者を雇用したことが正しいかどうかを決定することをC A C に求めて、附則一〇一条の下で組合がC A C に申請を行わない限り、交渉の仕組みは述べられた日に効力を持つことを停止する。C A C が組合によるこの申請を受理する場合に、C A C は決定されるべきである問題に関する意見を提出することを組合と使用者に認めて、問題についての決定に至らなければならない。C A C が使用者の通知は正しくC A C の宣言から三年間が経過したと

決定する場合には、交渉の仕組みは終了日に効力を持つことを停止する。CACが使用者の通知はCACの宣言から三年以内に与えられた、またはその通知は正しくないと認定する場合には、使用者の通知はあたかもそれが与えられなかったかのようにみなされる。

改正前、使用者の通知に対抗する一〇一条の下の組合による申請に先立つ三年以内にCACが、一〇一条の下で組合による、または交渉の仕組みが効力を持つことを停止するべきであることの一〇六条、一〇七条、一一二条または一二八条の下で使用者または労働者もしくは複数の労働者による申請を受理し、そして二つの申請が同じ交渉単位に関する場合には、その申請はCACにより受理されることができなかった。したがって、交渉の仕組みを停止する使用者の通知に対抗することに組合が成功するまたは組合が従前の三年以内に不承認投票に勝利した場合に、九九条の下の使用者による追加の申請に組合は対抗することができず、それによりCACにその意見を提出する機会を持たないで組合の承認が取り消されることが認められた。

一二条は、従前の関係する申請、すなわち組合による対抗する申請あるいは使用者または労働者複数による交渉の仕組みを終了させる申請は、一〇一条の下の組合による申請を不許可にしないと規定することによりこの変則状態を是正する。同条はさらに、使用者または労働者による組合の承認を取り消すことに成功しなかった申請または通知は、その後三年間追加のそのような申請を不許可にすると規定する。

一二条四項は九九A条を挿入し、関係する申請または同じ交渉単位に関係する以前の通知が、現在の承認取消通知が与えられる日より前の三年以内に与えられ、その関係する申請がCACにより受理されたまたはその通知が九九条三項を遵守するとCACが決定した場合には、九九条の下の使用者により与えられた承認取消通知は無効であると規定する。関係する申請は、一〇六条、一〇七条または一二八条の下で使用者により行われる承認取消申請あるいは一

一二条の下の労働者による申請である。

一二条六項は、一〇一条四項と五項に含まれた使用者の通知に対応する組合の申請に対する上記の障害を除去し、交渉の仕組みを終了する使用者の通知に対抗する組合の能力に対する制限を排除した。

一二条七項は一〇三条に新しい三A項を挿入し、九九条の下の使用者による承認取消申請が、一〇六条、一〇七条、一二条および一二八条の下の使用者または労働者による承認取消申請の許可可能性を決定するあるいはたとえ申請がその他の目的のために与えられるとみなされなくても、九九条の下のその後の通知の有効性を決定する目的で与えられるとみなされることを保障した。

一二条八項が附則の一〇九条、一一三条および一三〇条を改正した結果、一〇六条、一〇七条、一二条および一二八条の下の使用者または労働者による承認取消申請があり、申請の日より前の三年以内にCACが九九条三項を遵守すると決定した九九条の下の通知が与えられた場合には、CACは承認取消申請を受理してはならないことになった。

一二条九項は、一〇六条、一〇七条、一二条および一二八条の下の承認取消申請の日より前の三年以内の一〇一条の下の組合による申請がその後の申請を不許可にしないことを保障した。

(6) 承認取消投票に関する不正行為

法一三条は、承認投票期間中の不正行為に関する附則に一九A条ないし一九I条を挿入した。とくにそれらの規定は、不正行為を抑制する当事者の義務を創設し、どのように不正行為の不服申立が処理されるかを示し、そして附則の一一七条に従って実施された組合の承認取消投票に関して不正行為の不服申立が十分に根拠があるとするとCACによる決定の結果を規定した。

一三条は、不正行為を定義すること、承認取消投票の設置に対する不正行為を犯す当事者に対する結果に同じまたは非常に類似する規定を適用する一〇条と極めて類似する。新しい一一九G条ないし一一九I条は、労働者が組合の承認を取り消す申請を行い、CACが投票を準備する場合に適用される規定を付け加えた。承認投票および使用者による申請における承認取消投票では、当事者は組合と使用者だけであるが、そのような投票で不正行為を犯す可能性がある当事者は労働者、組合使用者であるので、付加的規定が必要であった。一一九G条は、これらの場合に一一九D条に規定される救済（使用者に対する承認取消申請の却下、組合に対する交渉の仕組みの効力停止の宣言）を適用しない効果を持つが、一一九A条ないし一一九C条および一一九E条ないし一一九F条で示される不正行為を対象とする他の規定を適用する。

一一九H条は、特定の事情において、一二二条の下で申請に関して投票が実施される場合に生じる特有の救済を規定する。組合が不正行為の影響を緩和する是正命令を遵守しない場合には、組合が承認を取り消されるとCACが宣言すると同条は規定する。不正行為が暴力の利用または組合役員の解雇を含む場合あるいは組合が第二の不正行為を犯したとCACが宣言する場合には、組合は承認を取り消されると同条は同様に規定する。申立労働者がまたは複数の不正行為を犯した、暴力の利用または組合役員の解雇を含む不正行為の責任を負う、あるいは是正命令を遵守していない相当する状況において、組合の承認を取り消す労働者の申請は拒否されると宣言する権限がCACに付与された。使用者がまたは複数の不正行為を犯した、暴力を利用したまたは組合役員を解雇した、あるいは是正命令を遵守していない場合には、使用者は投票に関係するすべての追加のキャンペーン活動を停止するべきであることをCACは命じることができる。一一九I条は、そのような命令が、不正行為を緩和することを使用者に要求する是正命令に付加して、県裁判所命令（イングランドとウェールズ）または執行官命令（スコットランド）と

同じように組合または申立労働者により裁判所を通して執行されることができると規定する。一一九一条はさらに、投票の運営を援助するために一一八条で示される三つの義務を使用者が履行しないことを是正するためにCACが使用者に発することができる一一九条の下の命令に関して同じ執行の仕組みを設けた。

(7) 費用の請求に対する訴え

法一四条は、附則に一六五A条を挿入した。同条は、投票の実施について有資格独立人からまたは関係労働者に対する情報の送付について任命された者からの費用の請求に対する組合または使用者の訴えの権利を規定する。

一六五A条は、一九E条三項(情報送付の費用)、一一八条四項(承認投票の費用)、または一二〇条四項(承認取消の投票の費用)の下の請求の受領者は、それを受領してから四週間以内に雇用審判所にその請求に対して訴えることができる。請求された額が過大過ぎる、または特定の受領者により負担される費用の持分として特定された額が過大過ぎることが証明されない限り、雇用審判所は訴えを退けなければならない。

一六五A条六項は、訴えが認容される場合に、審判所はその請求を是正しなければならず、是正された請求はあたかもそれが最初の請求であったかのような効力を持つと規定する。一六五A条七項は、訴えが取り下げられるまたは決定されるまで費用の請求は執行できないが、そのとき以後それは執行できると規定する。

(8) TULR (C) Aの附則A1を改正する権限

法一五条は、附則の一六六条を改正した。改正前の一六六条は、附則の二二条と八七条のいずれかが不満足な効果を持つとCACが国務大臣に伝える場合には命令によりこれらの条文を改正する国務大臣の限られた権限を規定した。一五条は、CACにそうすることを要求された場合に、附則の規定を改正する一般的な権限を国務大臣に与えることにより、一六六条の範囲を拡大した。一五条二項は、一六六条一項と二項を置き換えて新しい一六六条二A項と二

B項を挿入した。新しい一六六条一項と二項は、附則の規定が不満足な効果を持ち改正されるべきであるとCACが考えるならば、CACが国務大臣に規定を改正することを要求すると規定する。国務大臣は、規定が附則を改正するその他の権限が適用されるものである場合にその権限を行使することにより、または一六六条二項b号の新しい権限を行使することにより問題を是正することを追求することができる。

二A項は、国務大臣がCACにより指摘された方法のみならずいかなる方法でも附則を改正する裁量を持つことを明確にした。二B項は、CACからの意見の必要なしに附則を改正する、二項a号に規定された権限を行使することができることを明確にした。

一五条は、特定のまたは一般的な権限によるかにかかわらず、附則の改正は、両院により承認される命令の方法によらなければならない一六六条の要件を変更しなかった。

(9) 労働者とのコミュニケーションの方法

法一六条は附則に新しい一六六A条を挿入した。一六六A条一項は、一六六A条が一九D条二項、二六条四項、または一一八条四項のいずれの規定に関しても適用されると規定する。これらの条文は、組合により情報が送られる目的または承認もしくは承認取消に関する投票の目的で労働者の氏名と自宅住所を使用者が提供することを要求する。

一六六A条は、労働者の自宅の住所に付加して、情報がいかなる方法によっても送られることができる住所または番号を含む所定の種類の住所を使用者はCACに与えなければならないことを規定する命令制定権限を国務大臣に与えた。そのような命令は制定法的文書により作成され両院により承認されなければならない。本条に含まれる権限は、郵便と並んでその他の方法（たとえば、Eメール）によりコミュニケーションまたは投票が行われることを可能にする労働者の住所を使用者はCACに与えなければならないことを国務大臣が規定することを可能にする。⁽³⁾

(10) 不公正行為—投票通知前の期間について規定する権限

法一七条は、附則に一六六B条を挿入した。同条は、所定の期間中に所定の不公正行為を利用することを使用者と組合に禁止する国務大臣の命令制定権限を規定する。一六六B条は、附則の下で特定の種類の適用に関して不公正行為として特定される行為を利用することを使用者と組合が禁止されることを命令により国務大臣は規定することができる。そのような命令は、この禁止が適用される所定の期間を示すこともできる。

一六六B条二項は、禁止される行為が利用される状況を扱う附則の既存の規定の効果を修正する規定を含む、禁止された行為の利用の結果について命令は規定することができる。一六六B条三項は、国務大臣による命令がCACに任務を付与することができる。一六六B条四項は、TULR(C) Aの一一九条一項の下でCASの権限と同法二〇三条一項a号の下で国務大臣の権限のいずれかまたは両方を命令に定められる規定に関して行為準則を発することに拡大する規定を命令は含むことができると定める。

(11) 合同の効果について規定する権限その他

法一八条は、附則に一六九A条、一六九B条および一六九C条を挿入した。一六九A条は、組合によりまたは組合に関して附則の目的の下でまたはそのために何かが行われ、その組合が合同するまたはその業務の全部または一部を譲渡する場合について国務大臣が規定する命令制定権限を規定する。たとえば、そのような命令は、承認裁定が行われた組合が別の組合と合同した場合に承認裁定に起きることを特定することができる。「業務の譲渡」の用語は、従前組合の一部であった部分がそれ自体組合になる結果により組合が分裂する場合をも対象とする。一六九A条二項は、本条の下の命令が合同された組合、または業務が譲渡された組合が、独立の認証を持たない場合について規定することができる効果を持つ。

一六九B条は、労働者のグループによりまたはそれに関して附則の目的の下で何かが行われ、そのような労働者のいずれかの使用者が営業譲渡その他の理由によりもはや彼らの使用者ではない場合について国務大臣が規定する同様な命令制定権限を規定する。一六九C条は、一六九A条または一六九B条の下の命令が両院により承認されなければならないことを規定する。

(12) 交渉単位における組合員資格と雇用についての情報

法一九条は、附則に一七〇A条を挿入した。同条は、使用者、組合および申立労働者に対し、附則の下でCACの決定を伝えることを助けるための所定の情報をCACの事件管理者に与えることを要求するCACの権限を規定する。同条はさらにそのような情報を処理し利用する上でのCACのプロセスを定める。

一七〇A条一項は、附則の下のCACの任務のいずれかを行使することをCACに可能にするまたは援助するためにそうすることが必要であるとCACが考える場合に、CACはその権限を行使することができる」と規定する。

一七〇A条二項と三項は、CACが使用者、組合または申立労働者に以下のことについての所定の情報をCACの事件管理者に伝えることを要求することができる」と規定する。

○所定の交渉単位の労働者

○そのような労働者間の組合員資格

○そのような労働者の過半数が彼らを代表する組合の承認を支持する見込み

○そのような労働者の過半数が交渉の仕組みが終了することを支持する見込み

一七〇A条五項は、CACからの要求の受領者は、所定の期間内に、その者が保有する限りの量の所定の情報を提供しなければならず」と規定する。一七〇A条六項は、CACの事件管理者は、彼に提供された情報から報告を準備

しこれをC A Cに提出しなければならぬと規定する。一七〇A条八項の下で事件管理者は、この報告の写しを使用者、組合および、適切な場合には申立労働者に与えなければならない。

一七〇A条七項は、使用者、組合または労働者が要求を遵守しない場合には事件管理者の報告がこの不遵守を述べなければならないこと、そしてC A Cは関係する当事者に不利な推定を引き出すことができると規定する。

(13) 団体交渉の対象の「賃金」その他の事項

法二〇条は、附則に一七一A条を挿入した。承認に関するC A Cの宣言は、賃金、労働時間および休日に関する団体交渉についてである。一七一A条一項は、附則の目的のために、「賃金」の定義は、職域または個人年金制度の労働者の構成員資格、その制度の下の彼の権利、あるいは彼の使用者のそれへの拠出に關係する事項を含まないことを明確にした。

一七一A条二項ないし四項は、賃金、労働時間および休日の「中心的」交渉事項に年金に関する事項を付加するために附則の關係する部分を、命令により改正することを國務大臣に認めた。一七一A条五項は、団体交渉事項として年金を含むことは附則の下で既に裁定された承認の宣言と団体交渉の方法に關して効力を持つとみなす命令を認めた。一七一A条七項は、同条の下の國務大臣による命令は兩院により承認されなければならないと規定する。

5 A C A Sの新しい権限—投票と組合員資格の識別のためにA C A Sにより要求される情報

法二二条は、T U L R (C) Aに新しい二二〇A条を挿入した。二二〇A条の一項と二項は、A C A Sが労働争議の解決をもたらす目的のために援助を与えるその任務を遂行して、その争議が承認争議である場合に、争議の当

事者は関係する労働者の投票を実施するまたは彼らの組合員資格を確認することをACASに対し共同で要求することができると持つ。

二一〇A条の四項は、そのような要求が行われた場合、ACASは、争議に關係する労働者についてそれが特定するような情報を、所定の期間内にそれに与えることを争議の当事者に要求する権限を持つと規定する。ただし、同条五項の下で争議の解決をもたらす投票の当事者の要求に従うためにACASを援助するためにその任務を行使することを可能にするためにこれが必要であるとACASが考える場合にのみ、ACASはその権限を行使することができる。

二一〇A条の六項は、ACASからの要求を受け取る者は、所定の期間内にその者が保有するだけの量の所定の情報を提供しなければならないと規定する。二一〇A条の七項は、投票を行うまたは組合員資格を確認するACASへの要求はいつでも争議の当事者により取り下げられることができ、これが行われる場合に、ACASは投票を行うまたは組合員資格を確認するための追加の措置を講じるべきではないと規定する。二一〇A条の八項の下で、当事者が六項を遵守しない場合にも、ACASは追加の措置を講じることを要求されない。二一〇A条の九項は、ACASは新しい条文の下で行われた要求に従うことを要求されないことを規定する。

二一〇A条の一〇項において、承認争議に関して「当事者」は、その争議に關与する使用者、使用者団体および労働組合のそれぞれを意味すると定義される。「承認争議」は、TULR(C)Aの二一八条一項a号ないしf号に規定されるいずれかの事項に關する交渉、協議またはその他の手続において労働者を代表する労働組合の権利についての使用者または使用者団体による承認に全部または一部關係する、使用者と労働者との間の労働争議を意味すると定義される。

注

- (1) Explanatory Notes to Employment Relations Act 2004, www.opsi.gov.uk/acts/en2004/2004en24.htm, para.44.
- (2) *Ibid.*, para.72.
- (3) *Ibid.*, para.112.